

再 鑑	審 査

償還猶予額の一部繰上償還申出書

共 済		カードNo.		
1	2	3	4	5
0	1	5	2	6

所属所コード				組 合 員 証 番 号			
				7			

一部繰上償還する貸付種別			種別	貸 付 番 号			
11 一般	21 住宅災害	31 住宅	14	15	16		21
41 教育	51 災害	61 医療					
71 結婚	72 葬祭	81 介護構造					

区 分	猶 予 額	入金区分	繰 上 償 還 額								入 金 年 月 日						
		22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
毎月償還		8															
ボーナス償還			注1							記入しないこと							

償還猶予額を一部繰上償還したいので申し出ます。

令和 年 月 日

公立学校共済組合岡山支部長 殿

所属所名 _____ 電話番号 () _____

現住所 _____ 電話番号 () _____

職 名 _____

氏 名 _____

注1 ① 毎月償還の場合

- ア. 一部繰上償還できる金額は10万円以上、1円単位とし、猶予された償還金に係る1回当たりの償還額の整数倍とする。
- イ. 猶予された償還金の一部繰上償還後の償還回数は、一部繰上償還する直前の未償還回数からアの1回当たりの償還額の整数倍の倍数を除いた回数とする。

② ボーナス併用償還の場合

- ア. 一部繰上償還できる金額は20万円以上、1円単位とする。一部繰上償還額のうちボーナス償還に充当できる金額は、ボーナス償還に係る猶予された償還金の1回当たりの償還額の整数倍とし、この金額に毎月償還に係る猶予された償還金の1回当たりの償還額の整数倍を加えた金額を一部繰上償還額とする。ただし、一部繰上償還額の2分の1以上（ボーナス併用償還者が一部繰上償還でボーナス償還に係る猶予された償還金をすべて償還する場合を除く。）をボーナス償還に係る猶予された償還金に充当するものとする。
- イ. 猶予された償還金の一部繰上償還後のボーナス償還に係る償還回数は、一部繰上償還する直前の未償還回数からアのボーナス償還に係る1回当たりの償還額の整数倍の倍数を除いた償還回数とする。

※償還希望月の10日までに提出のこと。

※償還猶予金の残額の一部を繰上する場合に提出する様式

再 鑑	審 査

償還猶予額の一部繰上償還申出書

共 済	カードNo.			
1	2	3	4	5
0	1	5	2	6

所属所コード					組 合 員 証 番 号					
					7					12
○	A	○	○	○	A	○	○	○	○	○

一部繰上償還する貸付種別	種別	貸 付 番 号								
11 一般 21 住宅災害 31 住宅	14 15 16									21
41 教育 51 災害 61 医療	3 1 0 0 0 0 0 1									
71 結婚 72 葬祭 81 介護構造										

支部が記入するため、
組合員は記入しない

区 分	猶 予 額	入金区分 繰上償還額									入 金 年 月 日						
		22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
毎月償還	528,000	8	0	0	5	0	4	0	0	0							
ボーナス償還	480,000																

毎月 22,000円 12回分
ボーナス 120,000円 2回分
を一部繰上償還する場合
ボーナスを併用して償還している場合は20万円以上

償還猶予額を一部繰上償還したいので

令和〇〇年〇〇月〇〇日

公立学校共済組合岡山支部長 殿

所属所名 △△市立〇〇学校 電話番号(〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇
 現住所 〇〇市〇〇町〇-〇 電話番号(〇〇〇) △△△-××××
 職 名 教諭
 氏 名 貸付 花子

組合員の
自宅住所
を記入する

注1 ① 毎月償還の場合

- ア. 一部繰上償還できる金額は10万円以上、1円単位とし、猶予された償還金に係る1回当たりの償還額の整数倍とする。
- イ. 猶予された償還金の一部繰上償還後の償還回数は、一部繰上償還する直前の未償還回数からアの1回当たりの償還額の整数倍の倍数を除いた回数とする。

② ボーナス併用償還の場合

- ア. 一部繰上償還できる金額は20万円以上、1円単位とする。一部繰上償還額のうちボーナス償還に充当できる金額は、ボーナス償還に係る猶予された償還金の1回当たりの償還額の整数倍とし、この金額に毎月償還に係る猶予された償還金の1回当たりの償還額の整数倍を加えた金額を一部繰上償還額とする。ただし、一部繰上償還額の2分の1以上(ボーナス併用償還者が一部繰上償還でボーナス償還に係る猶予された償還金をすべて償還する場合を除く。)をボーナス償還に係る猶予された償還金に充当するものとする。
- イ. 猶予された償還金の一部繰上償還後のボーナス償還に係る償還回数は、一部繰上償還する直前の未償還回数からアのボーナス償還に係る1回当たりの償還額の整数倍の倍数を除いた償還回数とする。

※償還希望月の10日までに提出のこと。